

ファーストリテイリンググループ 生産パートナー コードオブコンダクト

ファーストリテイリング コミットメント

ファーストリテイリングは、本当に良い服を創造し、世界中のお客様に良い服を着る喜びを提供することを使命としています。本当に良い服を提供するというこの意味には、ビジネス活動のあらゆる側面において、誠実さを保ち、人権を尊重し、環境に配慮することも含まれます。また、ファーストリテイリングは、責任ある調達を推進し、生産パートナーが本ファーストリテイリング生産パートナー コードオブコンダクト（以下、「本コードオブコンダクト」という。）を遵守するための活動にとともに取り組みます。特に、商品生産の過程で適切な労働環境と持続可能性を実現するために、強固なマネジメントシステムの構築や効果的な取り組みを自律的に実施している生産パートナーと長期的な信頼関係を結ぶことを重視しています。ファーストリテイリングの行為が生産パートナーによる本コードオブコンダクトの遵守を妨げることがあれば、ただちに把握・分析のうえ適切な対応を行います。

コードオブコンダクトの適用範囲

本コードオブコンダクトは、ファーストリテイリンググループの商品、付属品、その他商品に関連するものの生産に関わるすべての生産者（以下、「生産パートナー」という。）との取引における原則、生産パートナーが最低限遵守すべき基準及び生産パートナーが構築するマネジメントシステムに対する期待を示したものです。私たちは、すべての人が自由、公平、安全と尊厳を保ち、働きがいのある人間らしい仕事ができる環境を確保しなければなりません。また、生産などの業務に携わっているかどうかに関わらず、生産パートナーと何らかの雇用関係（直接雇用、間接雇用、有期契約、派遣契約、臨時雇用、試用期間等その形態を問わない）を有するすべての人が本コードオブコンダクトの対象となります。私たちは、女性労働者、外国人移住労働者、若年労働者、社会的少数者などの縫製産業のサプライチェーンに共通する社会的弱者に特に配慮する必要があると認識しており、本コードオブコンダクトでは、特定の社会的弱者に対する最低遵守事項も示しています。

生産パートナーとの取引における原則

法的要求事項

生産パートナーはその事業活動を行う国で適用されるすべての国際法・現地法令、法的要求事項及び条約（以下、「法令等」という。）に従わなくてはならない。なお、ファーストリテイリングの要求水準は、国内又は国際的な労働法規制及び社会保障規制の下で認められる労働者の権利を保護するため、地域の法令によって定められた要求水準を超える場合がある。そのような場合、生産パートナーにはより高い水準を遵守することが求められる。

透明性及び誠実性

ファーストリテイリングは、生産パートナーとのすべての取引が倫理的かつ透明性をもって行われなければならないと考えている。ファーストリテイリングは、当社従業員¹か生産パートナーかを問わず、いかなる者にも、賄賂、記録の隠蔽もしくは偽造・改ざん又は労働者を扇動してファーストリテイリング及びその代理人が誤った判断をするよう仕向けさせることその他一切の非倫理的な行動をとることを許容しない。生産パートナーは、本コードオブコンダクトへの遵守状況を確認するため、ファーストリテイリング及びファーストリテイリングの指定する代理人に対し、事前連絡の有無を問わず、労働者へのコンタクト、生産・居住施設を含むすべての施設への立入り及び関連文書へのアクセスを許可しなければならない。

継続的改善と救済に対する支援

ファーストリテイリングは、人権侵害を一切容認又は黙認せず、人権が適切に尊重されていないという申し立てを受けた場合は、これを真剣に受け止め対処する。人権侵害や人権リスクが確認された場合、ファーストリテイリングは生産パートナーとともに人権問題を迅速に、かつ効果的に改善するため必要な措置を講じる。必要であれば、ファーストリテイリングは生産パートナーに対し、教育・訓練や能力強化、マネジメントシステムの強化などの適切な支援を行う。

生産パートナーが本コードオブコンダクトに違反したと認められた場合、又は改善や救済のために必要な取り組みを実行しない場合、ファーストリテイリングは発注の即時取消し及び／又は取引の即時停止を含む、しかるべき措置をとることができる。

¹もしファーストリテイリングの従業員の行為について何等かの懸念があれば、ファーストリテイリングに即座にご連絡ください。

最低遵守事項

児童労働

生産パートナーは、15歳又は義務教育を修了する年齢のいずれか高い年齢未満の者を労働に従事させてはならない。また、18歳未満の労働者を雇用する場合、生産パートナーは、雇用、労働条件、仕事の種類、労働時間、年齢証明書、時間外労働等に関する規制を含むすべての法令をより厳格に遵守しなければならない。

強制労働と責任ある雇用

生産パートナーは、拘束労働、年季奉公、強制労働、奴隷労働、受刑者による労働、奴隷制類似の労働又は人身取引を通じた労働をさせてはならない²。強制労働には、社会的弱者の権利侵害、欺瞞、移動の制限、孤立、身体的又は性的暴力、威嚇と脅迫、身分証明書の保留、賃金支払いの保留、借金による束縛、不適切な労働及び生活環境、強制的又は過剰な残業³が含まれる。

国際労働機関（以下、「ILO」という。）の採用・斡旋手数料及び関連費用の定義に則り、生産パートナーは、人材紹介業者が斡旋しているか、政府の雇用プログラムを利用しているかにかかわらず、外国人移住労働者の募集、雇用、帰国に伴うすべての手数料と費用を負担する。外国人移住労働者は、いかなる段階でも、生産パートナーが支払うべき雇用手数料や関連費用を前払いする必要はない。

外国人移住労働者が雇用手数料及び関連費用を支払った場合、可能であれば渡航前に、少なくとも労働者が雇用される場所に到着した日又は雇用開始日から30日以内に全て払い戻す。

生産パートナー、人材斡旋業者、その他の第三者は、いかなる状況であっても、外国人移住労働者の身分証明書、パスポート、ビザ、労働許可証、クレジットカードなどの支払い機能の付いたカード、銀行通帳、旅行許可証、滞在許可証、学校証明書、警察許可書などを含む個人書類の原本を預けることを要求してはならない。生産パートナーは、たとえ労働者の同意があったとしても、保管目的で外国人移住労働者に代わって個人書類を保管してはならない。外国人移住労働者が個人書類にアクセスするために保証金を支払う必要もない。

² 「奴隷制」「奴隷制類似の」の定義として「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約（1957）」を、「人身取引」の定義として「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（2000）」を、「強制労働」の定義としてILO条約第29号が参照される。

³ ILOの強制労働の11指標についての詳細は https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_203832/lang-en/index.htm を参照。

生産パートナーは、採用候補者の選定及び受入国への渡航前に、当該労働者が理解できる言語で労働条件を提示し、説明しなければならない。これには、社内の人材採用・雇用に関する規程に記載されている内容や項目も含まれる。

抑圧及びハラスメント

生産パートナーはすべての労働者を尊重しなければならない。生産パートナーは、体罰その他いかなる抑圧行為も行ってはならない。生産パートナーは、肉体的、精神的虐待又は言葉による虐待その他いかなる方法による虐待、また、性的嫌がらせ⁴を含むいかなるハラスメントも行なってはならない。虐待やハラスメントは、職場だけでなく、通勤中の交通機関、寮を含むあらゆる場所で容認されてはならない。すべての労働者はハラスメントに関する苦情を申し立てたことに対する報復行為から保護されなければならない。生産パートナーは、虐待やハラスメントに適切に対応し防止するため、口頭での警告に始まり、停職処分、最終的には解雇まで行うといったような、段階的な懲戒手続きを書面で策定し、これを運用しなければならない。

差別

生産パートナーは、労働者を、その仕事の能力に基づいて雇用しなければならない。人種、性別、肌の色、国籍、宗教、年齢、妊娠、婚姻状況、社会的又は民族的出自、性的指向、政治的意見、障がい、組合への参加・不参加、又はその他の状況による差別をしてはならない。

移住労働者、若年労働者、有期契約・派遣契約・臨時雇用の労働者、試用期間中の労働者、妊娠中または障がいのある労働者など、さまざまな部類に属する労働者を保護又は管理するための法的義務はすべて実施されなければならない。

健康と安全性

生産パートナーは、すべての労働者に対し、安全かつ健康的な環境を提供することにより、労働者の健康及び安全が適切に管理されていること、建物の躯体の安全性が確保されていること、防火対策がとられていること、機械その他の設備が安全なものであること、適切な個人用保護具、安全な飲み水と適切な衛生設備が与えられていること及び化学物質が適切に管理されていることを保障しなければならない。同様の基準は、労働者の居住スペースにも適用される。

⁴ 望まない性的誘い、望まない抱擁や接触、思わせぶり又は卑劣な発言、性的好意の要求の他、わいせつ、軽蔑的、性的な写真やポスター、絵、ビデオを見せるなどの性的嫌がらせは禁止されている。

組合結成の自由

生産パートナーは、労働者が集団で集まり、結束しかつ交渉を行う権利を有することを認め、かつこれを尊重しなければならない。組合結成及び団体交渉権が法律によって制限されている場合、経営者は、すべての労働者が組合を結成もしくは参加するための法的代替手段を妨害してはならない。生産パートナーは、自らの意思、あるいは従業員代表としての役割や活動に基づいて組合を結成又は参加しようとする労働者に対して、その性別に関係なく、身体的又は心理的暴力、脅迫、報復、ハラスメント、虐待を行ってはならない。

賃金と諸手当

生産パートナーは、すべての関連する法令等に基づいて労働者と労働契約を締結し、賃金及び諸手当の支払い及び税金や保険等の各種の控除を行わなければならない。生産パートナーは、賃金に関連した書類を保持しなければならない。懲罰を目的とした金銭の控除は認められない。

生産パートナーは、労働者各自が、生きていくための基本的な要求（例えば、食料、水、住居、医療、教育、移動、衣服など）を満たすことができるとともに、労働者自身とその家族がその残りを娯楽などのために自由に消費することのできる程度の賃金を受け取る権利を有していることを認める。

当該賃金は、法的に保障された最低の金額又は同じ業界における一般的な水準に基づく金額のどちらか高い金額と同じかそれ以上の金額でなければならない。賃金が、労働者の基本的なニーズを満たし、かつ、自由に消費することのできる部分が残る程度のものでない場合には、使用者は、ファーストリテイリング又は他の団体と協働して、そのような賃金水準に漸次的に達するよう適切な行動をとらなければならない。

労働時間

生産パートナーは、関連する法令等に定められた労働時間を遵守しなければならない。いかなる状況においても一週間の正規の労働時間は48時間を超えてはならない。また、残業も含めた一週間の労働時間は60時間を越えてはならない。生産パートナーは、労働者に7日に1度は連続した24時間の休暇を与えなければならない。生産パートナーは、各労働者の正確な出退勤の時刻を記録しなければならない。残業は労働者の任意であって使用者がこれを継続的に求めてはならず、残業時間に対する賃金は割増で支払われなければならない。

環境保護

生産パートナーは、環境に関連するすべての法令等を遵守するだけでなく、温室効果ガスや汚染物質の大気への排出の削減、廃棄物と化学物質の適切な管理、水資源の保全など、生産が環境と気候に与える悪影響を軽減するよう努めなければならない。生産パートナーは、「ファーストリテイリンググループ 生産パートナー環境コミットメント」に定める具体的な要求事項（法令等の基準を上回る基準を定める可能性もある）を満たし、よりよい環境保護活動を行うよう努めなければならない。

マネジメントシステム

生産パートナーは、本コードオブコンダクトのすべての要求事項を確実に遵守できるよう、マネジメントシステムと社内規程を作成し、これを維持することが求められる。社内規程の内容はすべての経営層・労働者に共有されなければならない。マネジメントシステムの要素としては、リスク評価、教育・訓練、達成度の測定、説明責任及び文書化のための方針・手順などが含まれる。個人情報を含む文書を取り扱う場合、生産パートナーはファーストリテイリング及びファーストリテイリングが指定する代理人が関連文書を参照する際、事前に関係するすべての労働者の同意を得なければならない。

苦情処理制度

生産パートナーは、労働者が匿名で、会社から報復を受けることなく、経営層や従業員代表に懸念事項を伝えることができる苦情処理制度を設けなければならない。かつ、そのような懸念事項に対して効果的な解決策を提示しなければならない。

再委託及び資材調達

生産パートナーは、ファーストリテイリングのグループ会社から受けたオーダーを下請業者に再委託する場合、当該再委託先の事業活動が本コードオブコンダクトに沿うものであることを保証しなければならない。また、生産パートナーは、商品を製造するために必要な原材料もしくは副資材を第三者から調達する場合、本コードオブコンダクトに違反した事業活動を行う調達先と取引してはならない。生産パートナーが再委託又は資材の調達をしようとするときは、取引を開始する前にファーストリテイリングの承諾を得なければならない。承諾を受けていない再委託は厳格に禁止される。ファーストリテイリングが、再委託先又は調達先の事業活動が

本コードオブコンダクトに沿っているかの確認を望むときは、生産パートナーはこれに誠実に
対応し、ファーストリテイリングに協力しなければならない。

トレーサビリティ

生産パートナーは、ファーストリテイリングと連携し、サプライチェーンにおいて生産される
商品のトレーサビリティを確保しなければならない。生産パートナーは、ファーストリテイリ
ンググループ商品の生産において、原材料に関する取引や生産工程などのトレーサビリティに
関する情報を正確に申告するとともに、合理的な要請を受けた場合には情報提供に協力しなけ
ればならない。

ファーストリテイリング生産パートナーの会社代表として、

- 私は本コードオブコンダクト及び生産パートナー向けガイドブックを読み、これらに関するファーストリテイリング又はその指定する者からの説明を受け、その内容を完全に理解しました。
- 我々の会社は、ファーストリテイリングの労働環境モニタリング・評価制度を受け入れ、ファーストリテイリング及びファーストリテイリングの指定する代理人が本コードオブコンダクトの遵守状況を確認するために実施する監査やモニタリングにも協力します。
- 本コードオブコンダクトに違反した場合には、それが直ちに発注の取り消し及び／又はファーストリテイリンググループに属するすべての会社との取引停止につながり得ることを理解しています。
- 当該違反が発見された場合、ファーストリテイリングと協力し、速やかに是正措置を講じることを誓います。
- サプライチェーンの透明性の確保のため、第三者認証を求めることについてファーストリテイリングから合理的な要請を受けた場合、それらの取得に協力します。
- ファーストリテイリングがアパレル業界全体の課題解決に貢献することを目指して様々な団体と行っている建設的な取り組みに対し協力します。
- 我々の会社は、以下に記入した日付以降、この文書がファーストリテイリンググループ会社と取引を継続する間有効であること、及び工場労働者が理解できる言語で書面により入手できるようにしておくことに合意します。

注：本コードオブコンダクトは英語で作成され、他の言語にも翻訳されていますが、英語版が正本であり、他言語は参考として作成されています。英語と他言語間に矛盾抵触がある場合、英語版が優先します。下記サインにつきましては、英語版にサインをお願い致します。